

令和6年第5回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和6年4月24日（水）午前10時～11時7分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者（4名）

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 衣更着 潤

4. 欠席者（2名）

委員 熊谷 勇夫

委員 中村 祐美子

5. 説明のため出席した職員

教育部長 瀬川 幾子

教育企画課長 及川 盛敬

学校教育課長 菅野 弘

学務管理課長 高橋 晃一

就学前教育課長 大川 尚子

文化財課長 上野 剛

宮沢賢治記念館長 小原 美知子

6. 書記

教育企画課長補佐 畠山 英俊

教育企画課 総務企画係長 佐藤 伸昭

教育企画課 総務企画係主査 谷藤 聖裕

7. 議事録

○佐藤教育長

只今から、令和6年第5回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和6年4月24日午前10時。

会議の場所、石鳥谷総合支所、大会議室。

日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

それでは、異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。

議案第14号「花巻市教育振興審議会委員の任命・解任に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

議案第14号「花巻市教育振興審議会委員の任命・解任に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市教育振興審議会は、教育行政の基本的施策に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として設置された審議会であります。

本審議会の委員につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第1項の規定により、教育関係者、識見を有する者及びその他教育委員会が必要と認める者のうちから15名を委嘱しているところでございます。

委員の任期は2年となっておりますが、現在任命しております委員の一部について、人事異動や関係団体の役員改選に伴い、同委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

以下、議案書1ページと議案第14号資料を併せてご覧願います。

新たに任命しようとする委員について、ご説明申し上げます。

佐々木 信明氏、58歳、岩手県立花巻北高等学校校長であります。

佐々木 晋氏、55歳、花巻市校長会、花巻北中学校校長であります。

任期につきましては、花巻市教育振興審議会条例第3条第2項の規定により、前任者の残任期間となりますことから、令和6年5月1日から令和7年4月30日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 14 号「花巻市教育振興審議会委員の任命・解任に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

では、異議なしと認め、議案第 14 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 15 号「花巻市教育支援委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

議案第 15 号「花巻市教育支援委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市教育支援委員会は、障害等特別な教育的支援を要する就学予定者並びに児童及び生徒の適切な就学及び当該児童等に対する支援の内容等について調査、審議及び助言等を行うため、花巻市教育支援委員会条例第 1 条の規定により設置している委員会であります。

委員会は、条例第 3 条の規定により、医師、識見を有する者、関係教育機関の職員及び関係行政機関の職員の 13 名で組織しておりますが、現委員の任期が令和 6 年 4 月 30 日をもって満了となりますことから、再任 6 名、新任 7 名の合計 13 名を新たに任命しようとするものであります。

議案書 2 ページと議案第 15 号資料を併せてご覧ください。

新たに委員に任命しようとする者は、議案書に記載の 13 名であります。

任期は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 2 年であります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 15 号「花巻市教育支援委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 15 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 16 号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

議案第 16 号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るため、花巻市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 2 条の規定により設置している協議会であります。

協議会は、条例第 4 条の規定により、市立学校の校長、教育委員会事務局の職員、児童相談所の職員、地方法務局の職員、岩手県警察の職員、教育に関する学識経験を有する者、市立学校の児童または生徒の保護者を代表する者、医療関係者及び教育委員会が必要と認める者の 15 名で組織しておりますが、現委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となりましたことから、再任 10 名、新任 5 名の合計 15 名を新たに任命しようとするものであります。

議案書 4 ページと議案第 16 号資料を併せてご覧ください。

新たに委員に任命しようとするものは、議案書に記載の 15 名であります。

任期は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 2 年であります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 16 号「花巻市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 16 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 17 号「花巻市いじめ問題調査委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。菅野学校教育課長。

○菅野学校教育課長

議案第 17 号「花巻市いじめ問題調査委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市いじめ問題調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を調査審議するとともに、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、花巻市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 11 条の規定により設置している委員会であります。

委員会は、条例第 13 条の規定により、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者の 5 名で組織しておりますが、現委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となりましたことから、再任 5 名を新たに任命しようとするものであります。

議案書 6 ページと議案第 17 号資料を併せてご覧ください。

新たに委員に任命しようとする者は、議案書に記載の 5 名であります。

任期は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 2 年であります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 17 号「花巻市いじめ問題調査委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 17 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 18 号「宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。小原宮沢賢治記念館長。

○小原宮沢賢治記念館長

議案第 18 号「宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

本議案は、宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会委員が令和 6 年 5 月 9 日で任期満了になることに伴い、同委員を任命しようとするものであります。

宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会につきましては、宮沢賢治イーハトーブ館条例第 8 条第 1 項の規定により、宮沢賢治イーハトーブ館の運営に関し必要な事項を審議するため設置しているものであります。

また、本審議会の委員につきましては、同条例第 8 条第 2 項において、委員の定数は 10 人以内、任期は 2 年と規定されておりますほか、宮沢賢治イーハトーブ館管理運営規則第 5 条において、宮沢賢治学会イーハトーブセンターの推薦する者及び学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命すると規定されております。

それでは、議案についてご説明申し上げます。

議案書 7 ページ、議案第 18 号資料その 1 をご覧願います。

新たに任命しようとする委員の氏名、年齢、性別、現職及び新任・再任の別につきましては、議案書のとおりでありまして、10 名中 3 名が新任であります。

任命は、令和 6 年 5 月 10 日付で行い、任期は令和 8 年 5 月 9 日までの 2 年であります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

議案書 7 ページにありますような 10 名の方ということでございますが、本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 18 号「宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 18 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 19 号「国指定特別天然記念物「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。上野文化財課長。

○上野文化財課長

議案第 19 号「国指定特別天然記念物「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」をご説明いたします。

国指定特別天然記念物の現状を変更し、または、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定により、文化庁長官の許可を受けなければならないとされております。

許可権限は、文化庁長官にございますが、同法第 184 条第 1 項第 2 号において、文化庁長官の権限に属する事務の全部または一部は、政令で定めるところにより、都道府県または市の教育委員会が行うこととすることができると規定されてございます。

文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号チに、文化庁長官の権限に属する事務のうち、「史跡名勝天然記念物の保存のために必要な試験材料の採取」が市の区域内にて行われる場合、その許可は現状変更等の行われる市の教育委員会が行うこととすると規定されておりますことから、許可に関し議決を求めるものでございます。

許可しようとする内容についてご説明いたします。

議案書 9 ページをご覧ください。

特別天然記念物の名称は、「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」、所有者は、国であります。

現状変更の内容は、試験材料としての植物及び土壌の採取であります。

次に、現状変更等の内容についてご説明いたします。

議案第 19 号資料の現状変更等許可申請書の写しも併せてご覧ください。

許可の申請者は、国立研究開発法人農研機構であります。現状変更等の許可期間は、許可を受けた日から令和 7 年 11 月 10 日までです。

現状変更をしようとする理由でございますが、当該特別天然記念物の土壌環境を含めた植生の保全を図るために行う、蛇紋岩地帯における菌類とツツジ科・イワウメ科植物との共生機能の研究調査を行うため、試験資料の採取を行うものでございます。具体的には、調査地にツツジ科・イワウメ科植物の生育に必要な、どのような菌類が定着し、他の地域とどのように異なるのか、また、菌類相の成立や個々の菌の機能に蛇紋岩地帯の特殊な土壌性質がどう影響しているかを調査するものでございます。

現状変更の内容は、研究資料として、菌類の子実体とその直下の植物の茎、葉及び根、並びに土壌をそれぞれ採取するものでございます。

本件は、特別天然記念物の植物保護につながる研究のための試料採取であること、また手

作業による採取を行うものであり、攪乱面積も1地点あたり半径2.5センチ、深さ5センチと非常に狭いことから、特別天然記念物に及ぼす滅失、き損の影響は非常に少なく、また景観に影響を与えるものでもないことから、現状変更については許可することが妥当であると考えます。

また、本件の許可に当たっては、令和6年3月18日に開催された花巻市文化財保護審議会において、現状変更にかかる意見をいただいたところ、許可が妥当であるとされたことをご報告いたします。

以上のことから、本現状変更等の許可申請について許可しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

東北農研の馬場先生による学術調査ということで、継続の調査でもございます。

只今、事務局から説明を受けました。この件につきまして、質疑等ございませんでしょうか。衣更着委員。

○衣更着委員

これは、あくまで植生の調査なのでしょうね。前もこういう現状変更の申請がなされた記憶しておりますが、崩落の関係で岩石とか採取したような、それとは関係ないですね、今回は、あくまでも植物、土壌の状況を調べるということですね。

○佐藤教育長

上野文化財課長。

○上野文化財課長

お答えいたします。委員のおっしゃるとおり、今回の調査につきましては、ツツジ類等の植物とその菌類の関係を調べるための植物の調査ということでございまして、植物と土壌の採取を行うというものでございます。

○佐藤教育長

前の調査は、岩石研究でしたね。今回は、土壌調査ということです。国定公園ですので、一木一草取ってはいけないというのは基本ですが、こういった調査項目であれば現状変更で認められるということです。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第19号「国指定特別天然記念物「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 19 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 20 号「花巻市指定天然記念物「奥州街道名残りの松」の追加指定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。上野文化財課長。

○上野文化財課長

議案第 20 号「花巻市指定天然記念物「奥州街道名残りの松」の追加指定に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市指定天然記念物の指定につきまして、花巻市文化財保護条例第 33 条第 2 項の規定により、花巻市文化財保護審議会の意見を聴くことが要件となっております。

花巻市指定天然記念物であります「奥州街道名残りの松」の追加指定につきまして、令和 6 年 3 月 18 日、花巻市文化財保護審議会の意見を求めましたところ、同日、「追加指定することが適当である」と答申されましたので、同条例第 33 条第 1 項の規定により、花巻市指定天然記念物に追加指定しようとするものであります。

議案書の 10 ページと議案資料 33 ページの議案第 20 号資料を併せてご覧願います。

追加指定しようとする「奥州街道の名残りの松」についてご説明申し上げます。

文化財の種別は「天然記念物」、名称は「奥州街道名残りの松（おうしゅうかいどうなごりのまつ）」、所在地は、花巻市南城 110 番地 1、花巻市立南城小学校の校内でございます。所有者は、花巻市長であります。

資料の 35 ページは、花巻市文化財保護審議会委員から提出されました、花巻市文化財調書、36 ページ以降の資料は、所在地図、追加指定に係る調査報告、写真、現在指定となっている「奥州街道の名残りの松」の指定書でございますので、併せてご覧ください。

初めに、現在文化財に指定してされております「奥州街道名残りの松」についてご説明いたします。文化財指定は平成 9 年 11 月 18 日で、南城小学校近くの道路ののり面に見事な枝ぶりで立って崖に沿って 10 数メートルも下に垂れる珍しい樹形をしたアカマツでございます。奥州街道が整備された寛文 5 年頃、街道沿いに植えたと伝えられておりまして、樹齢は約 350 年近いと推定されてございます。

そして、今回追加指定しようとしております「奥州街道の名残りの松」についてであります。当該物件は、南城小学校の校庭に自生している 3 本の松の木で、現在指定されている名残りの松と同様、奥州街道を整備した際に、街道沿いに植えられた松の木の一部でございます。以前より文化財指定の候補として挙げられておりましたが、令和 6 年に文化財保護審議会委員が現地調査を行いまして、「藩政時代の名残を留める数少ない老木であり、樹形が雄大さと優雅さを持っている名木として、また地域の財産として大きな存在価値を有する

ことに加えて、生育環境の関係で常に病虫害の被害の危険にさらされているということから、市指定の天然記念物として継続的な保護・管理が必要である」というような意見を頂戴しております。

以上のことから、「奥州街道名残りの松」は、花巻市文化財保護条例第 33 条第 1 項の規定により、追加指定しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

奥州街道名残りの松の追加指定について説明がありました。

この件について、質疑ございませんでしょうか。役重委員。

○役重委員

すばらしいこの名残りの松ということで、指定には特に異存はないのですが、答申書の中にも書いてありますけれども、これまでも先に指定されているこの枝垂れ松と一体的に花巻市により整備をもって管理がなされているというふうに書いてあります。今回の追加指定によって、今後どのように今までの管理に、マツクイムシの話も書いてありますが、今までの管理よりどのように向上する計画でいらっしゃるのかということを確認させていただきたいと思います。せっかく指定するので、ぜひ必要な予算をつけて管理をしていただければという趣旨からお聞きするものです。よろしくお願いします。

○佐藤教育長

上野文化財課長。

○上野文化財課長

今回、追加指定されることによって、南城小学校のこの追加の 3 本についても、病虫害被害の危険を回避するための薬注ですとか、そういったところも今後検討していかなくちゃならないと、そういう面で今回の追加指定の意義があるということでございますので、今後とも保存管理に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○佐藤教育長

今までは学校を通して、実質、教育委員会が管理してきたことを、今度は文化財指定することによって文化財課が中心になって、マツクイムシ防止とか様々なことについて主体的にやっていくというふうなことです。ちょうどこの奥州街道、南城小学校のこの松が生えているところに沿っての奥州街道でしたので、現在の成田線の道路は後からで、学校の校舎の中を奥州街道がきっている、そういう形で、本当に文化財的な価値は高いというふうに思います。

ほかに質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 20 号「花巻市指定天然記念物「奥州街道名残りの松」の追加指定に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 20 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 21 号「花巻市指定天然記念物「倉沢のヒイラギ」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。上野文化財課長。

○上野文化財課長

議案第 21 号「花巻市指定天然記念物「倉沢のヒイラギ」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市指定天然記念物の指定解除につきまして、花巻市文化財保護条例第 34 条第 3 項の規定により、花巻市文化財保護審議会の意見を聴くことが要件となっております。

花巻市指定天然記念物であります「倉沢のヒイラギ」の指定解除につきまして、令和 6 年 3 月 18 日、花巻市文化財保護審議会の意見を求めましたところ、同日、「指定を解除することが適当である」と答申されましたので、同条例第 34 条第 1 項の規定により、花巻市指定天然記念物の指定を解除しようとするものでございます。

議案書の 11 ページと議案資料 49 ページの議案第 21 号資料を併せてご覧願います。

指定解除しようとする「倉沢のヒイラギ」についてご説明いたします。

文化財の種別は「天然記念物」、名称は「倉沢のヒイラギ（くらさわのひいらぎ）」、指定年月日は、平成 3 年 12 月 5 日、所在地は、花巻市東和町倉沢 10 区 88 番地、所有者は、下林 利美氏であります。

資料の 53 ページに現地確認時の復命書、54 ページに指定書、55 ページに文化財調査委員による調査報告書がございますので併せてご覧ください。

「倉沢のヒイラギ」は、所有者宅の敷地内に自生しておりまして、根元から数本に幹が分かれ、そのまま太い枝のように木が伸びる特異な形状をしていたヒイラギの木でございます。平成 10 年頃から樹勢が衰え始めまして、同 12 年には文化財調査委員の調査を受けましたが、この時点では 7 本の枝が枯死してしまっており瀕死の状態でございます。さらにその後、細い幹 1 本を残して枯死し、指定理由でございました「大木」の様相を失っております。また、令和 5 年に現地確認を行った際に所有者から、本樹木は平成 20 年の時点で倒木したとの情報提供がございました。

以上のことから、「倉沢のヒイラギ」は、花巻市文化財保護条例第 34 条第 1 項の規定によ

り、その指定を解除しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

「倉沢のヒイラギ」の指定解除であります。この件につきまして、質疑ございませんでしょうか。

指定した後の平成 12 年にもう一回調査をして手入れをしたりしました。ところが、20 年にもたなくて倒木して、簡単に言うと枯れた。ひこばえ等もかなり期待したのですが、なかなか難しいということで、所有者の方も一生懸命取り組んでいただいたのですが、文化財保護審議会委員の先生と、これはもうかなり難しい状態だということで、やむなく解除というふうなことに至ったという経過でございます。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 21 号「花巻市指定天然記念物「倉沢のヒイラギ」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 21 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 22 号「花巻市指定天然記念物「北笹間のサイカチ」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。上野文化財課長。

○上野文化財課長

議案第 22 号「花巻市指定天然記念物「北笹間のサイカチ」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市指定天然記念物の指定解除につきましては、花巻市文化財保護条例第 34 条第 3 項の規定により、花巻市文化財保護審議会の意見を聴くことが要件となっております。

花巻市指定天然記念物であります「北笹間のサイカチ」の指定解除につきまして、令和 6 年 3 月 18 日、花巻市文化財保護審議会の意見を求めましたところ、同日、「指定を解除することが適当である」と答申されましたので、同条例第 34 条第 1 項の規定により、花巻市

指定天然記念物の指定を解除しようとするものであります。

議案書の 12 ページと議案資料 58 ページの議案第 22 号資料を併せてご覧願います。

指定解除しようとする「北笹間のサイカチ」についてご説明いたします。

文化財の種別は「天然記念物」、名称は「北笹間のサイカチ（きたささまのさいかち）」、指定年月日は、平成 12 年 4 月 18 日、所在地は、花巻市北笹間第 1 地割 35 番地、所有者は、鎌田 秀穂氏であります。

資料 60 ページは所有者から提出されました指定解除願、62 ページは平成 19 年のき損届書、63 ページは平成 25 年のき損届書、65 ページは現地確認時の復命書、67 ページが文化財の指定調書でございます。

「北笹間のサイカチ」は、所有者宅の敷地内に自生している樹高 14m ほどのサイカチの古木でございます。平成 19 年、腐朽による空洞化のため枝が折れたほか、平成 25 年には台風で太い枝がき損し、指定時の樹形から大きく変わってしまっております。また、所有者からの相談を受け、令和 5 年に文化財保護審査審議会委員が現地確認を行ったところ、指定時からの樹形の変化のほか、内部の腐食も激しく、今後、樹勢の回復は見込めないだろうということから、指定解除もやむを得ないとのご意見をいただいております。現在は、主幹の衰弱が著しく内部は空洞状態で、枯れ枝が落下して近くの小屋の屋根を破損するなどしておりまして、今後、樹木を保護管理できる見込みがないとして、令和 6 年 2 月 1 日付で所有者から指定解除願が提出されたところでございます。

以上のことから、「北笹間のサイカチ」は、花巻市文化財保護条例第 34 条第 1 項の規定により、その指定を解除しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

サイカチの古木ですけれども、平成 19 年の枝折れ、25 年の台風でもやはり枝折れ、かなりダメージを受けて今日まで至っているわけですが、今後、樹勢の回復は見込めないということからのやむを得ない解除ということでございますが、この件について、質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 22 号「花巻市指定天然記念物「北笹間のサイカチ」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、議案第 22 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 23 号「花巻市指定無形民俗文化財の指定を解除することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。上野文化財課長。

○上野文化財課長

議案第 23 号「花巻市指定無形民俗文化財の指定を解除することに関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市指定無形民俗文化財の指定解除につきまして、花巻市文化財保護条例第 29 条第 2 項の規定により、花巻市文化財保護審議会の意見を聴くことが要件となっております。

花巻市指定無形民俗文化財の指定解除につきまして、令和 6 年 3 月 18 日、花巻市文化財保護審議会の意見を求めましたところ、同日、「指定を解除することが適当である」と答申されましたので、同条例第 29 条第 1 項及び第 30 条第 3 項の規定により、花巻市指定無形民俗文化財の指定を解除しようとするものであります。

議案書の 13 ページと議案資料 71 ページの議案第 23 号資料を併せてご覧願います。

まず初めに、1 件目の「太田目田植踊」についてご説明いたします。

文化財の種別でございますが、「無形民俗文化財」、名称は「太田目田植踊（おおためたうえおどり）」、指定年月日は、昭和 43 年 6 月 10 日、所在地は、花巻市東和町上浮田太田目、保持団体は、太田目田植踊保存会であります。

資料の 75 ページに、保持団体である太田目田植踊保存会代表から提出されました解散届書、77 ページには、指定書をつけてございます。

「太田目田植踊」は、東和町上浮田太田目に伝えられた田植踊で、近隣の北上市口内から伝わったといわれてございます。何度か中断した後に、昭和 30 年代に復活いたしましたが、その後、保存会会員が減少し、平成 20 年 2 月 16 日付で、保存会会長より解散届書が提出されましたところでございます。

解散の理由でございますが、「後継者の不在と保存会会員の高齢化のため」となっております。

次に、2 件目の「大瀬川さんさ踊り」についてご説明いたします。

文化財の種別は「無形民俗文化財」、名称は「大瀬川さんさ踊り（おおせがわさんさおどり）」、指定年月日は、昭和 61 年 6 月 27 日、所在地は、花巻市石鳥谷町大瀬川、保持団体は、大瀬川さんさ踊り保存会であります。

資料 76 ページ、こちらは、保存団体である大瀬川さんさ踊り保存会会長から提出されました解散届書、78 ページが指定書でございます。

「大瀬川さんさ踊り」は、明治初期に志和の「参差踊り」の名手から指導を受けて始まっ

たと伝えられております。指定当時は、52名の会員がいたものの、現在の会員数は10名以下となっております。新型コロナウイルスの影響以降、完全に活動を行っていない状況でございます。また、保存会会員の高齢化に加えまして、地域の若者や子どもの減少によって、新会員の参加も望めないとして、令和6年2月20日付で保存会会長より解散届書が提出されております。

解散の理由でございますが、「後継者不在のため」となっております。

以上、2件の無形民俗文化財は、花巻市文化財保護条例第30条第3項の規定により、保持団体が解散したことから保持団体の指定は解除されたものとなり、花巻市文化財保護条例第29条第1項の規定により、その指定の解除及び保持団体の認定を解除しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、2件の無形民俗文化財、「太田目田植踊」、それから「大瀬川さんさ踊り」について、指定解除ということでございましたけれども、質疑ございませんでしょうか。中村委員。

○中村弘樹委員

東和の方ですが、平成20年に解散届が出されておりましたが、今回まで15、6年、そのタイムラグはどういういった理由だったのでしょうか。

○佐藤教育長

上野文化財課長。

○上野文化財課長

お答えいたします。確かに解散届が出されてからかなりの年数が経っておりますけれども、審議会の委員の先生からは、保存会の解散届が出されたとしても、その方々の記憶があるうちは解除しないでおけば復活する可能性があるのではないかとお考えになっていたこともございまして、慎重に取り扱ってきた経緯があるということでございます。なかなかやはり民俗芸能の継続ということは難しくなっているということで、委員の先生からお話をいただいております。

○佐藤教育長

解散届が出る前に、活動の記録についてもきちんとご報告があったようです。しかし、まだやれる人がいるのだから、すぐということではなくて、もうちょっと様子を見ませんかというようなことで、若い方々に何とかってということで、代表だった元東和町の教育長さんをお願いして、何とか復活ということも含めてもうちょっと様子を見てくださいということできたのですが、やはり難しかったということ、小菅先生も亡くなられましたし、それで、やはりもうこの時期になれば難しいねということで、そういったタイムラグがあったということです。

ほかにございませんでしょうか。役重委員。

○役重委員

元教育長ということで、癖のある筆跡が懐かしいなと、私の上司でもありましたので見ておまして、確かにそういう経緯があったのかなというふうにちょっと今思い出していたところでした。

このさんさ踊りもですし、先ほどの名木の指定解除というのもあったのですが、やはりこういうふうに歯が欠けるように管理ができなくて、なし崩しってという言葉は悪いですが、その指定解除せざるを得ないという状況が非常に増えてくるだろうなというふうに思うのですが、指定をした立場としての教育委員会として、こういった状況をいかに防いでいくのかってということが問われるのだらうと思います。様々、もちろん努力もしてきているということも十分承知をしておりますけども、改めて、この文化財活用計画も定めたところで、積極的にどのような手立てを講じていくのかというところを、改めてということでこの場で確認しておきたいと思います。お願いします。

○佐藤教育長

上野文化財課長。

○上野文化財課長

特に、民俗芸能の継承というところがなかなか難しいなというところは課題として、きちんと捉えてございます。民俗芸能の中でも、やはり神楽とか信仰に伴って活動の機会が多くあるような民俗芸能であれば、継続もしていつている形でございますが、今回の2件の民俗芸能のように、やはり地域で独自で行っているような芸能については、地域の若者ですとか子どもさん自体が少ない、もう担い手がいらっしやらないという問題がございますので、民俗芸能の継承という問題ばかりではなくて、そもそも人口減少というような問題も関係してくると思っております。

ただし、教育委員会として民俗芸能の継承の支援ということでいいますと、現在も行っておりますけれども、小中学校の子どもさんたちに普及事業として、民俗芸能の出前講座等も行っておりますので、そういったところで周知とかを図って、興味を持っていただければいいなというところでの施策は、今後も展開していきたいなとそのように思っております。

○役重委員

今、子どもたちの減少ということもお話しあったのですが、実際にこれ現実には何が一番効いているかっていうと、やはり学校統合ですよね。学校統合をすると、地域、子供会、あるいは例えば、学校の行事とか文化祭とかでの披露の機会とか、いろんな面でやはり伝承活動が難しくなっていくということが、私自身も田瀬地区の太鼓に関わっていたのですごく感じるところです。

コロナがあっただけでいろいろでしたが、いろいろな場を作れるようになってきたと思いますので、ぜひ統合後も学校とその地域が連携をするという中で、例えば、そのコミュニティスクールの位置づけの中に積極的に取り入れていくとか、やはり教育委員会全体としてこれをうまく繋げていくということ、考えていくべきかなというふうに思っています。先生方

も結局、今まで本当はボランティアで土日に出てきてくれたりとかしているのですが、これも難しくなってくるわけじゃないですか、働き方改革の中で、そういったことも考えると、知恵と工夫を求められると思うのですが、とにかくその学校と連携していくということの中でしか、もう多分保存ができないのかなというふうに思っていますので、そういったことも含めて、ご検討お願いできればと思います。以上です。

○佐藤教育長

実際に、大迫小学校統合する際もですし、東和小学校の統合の際もだいぶこの辺は議論されていたというふうに聞いています。

例として、大迫小学校の場合も、やはり旧大迫町と内川目、外川目、それから、亀ヶ森の3村ということで、ものすごくたくさんの郷土芸能があって、それをなんとかできないかということだったのですが、やはりあれだけの全てを学校では無理だということで、ただ、その中で小学校でも郷土芸能クラブというものを、小学校の活動、スポ少みたいな活動でつくって、さんさも、外川目と亀ヶ森のさんさ、いわゆる岩脇と亀ヶ森のさんさ、両方やはり若干振りが違うということですが、あまり厳密に細かいところにこだわらず、さんさ自体統一したもので基本的な部分だけということで、さんさの団体も子どもたちが取り組めるように協力いただいて継続していますし、それから、神楽（しんがく）は神楽（しんがく）としてこれは継承している、小中とも継承していると、それから神楽についても、やはり郷土芸能クラブで、厳密にあそこの神楽もユネスコの遺産となっているような岳・大償、それが県指定の八木巻、他、まだたくさんあるわけですが、基本的にはあまりそういった流派にこだわらないで基本的な部分ということで、大償の方々にご指導いただいて、神楽クラブもやって、それを学校行事でご披露すると、そんなふうなこともやっております。ただ、実際にやはり先生方が指導するっていうのは非常に難しいということで、コミュニティスクールの関係とか、地域連携という形でそういった一つのこれは成功例なのかなというふうに思っています。ただ、やはり全部の郷土芸能を学校でということはなかなか難しいということですね。あとは、保育園等の繋がりということも出てきます。

それから、最近のコミュニティスクールで一つの成果とすると、湯本小学校で、湯本の田植踊りですね。やはり休止状態にあったのが、なんとかしたいということで、またそれを子どもたちがやることによって、田植踊りが復活したという例もあります。ですから、今後のいわゆるコミュニティスクールの中では一つの大きな課題でもあり、あるいは、学校の特色を出す一つのチャンスでもあるというふうには捉えておりますが、ただ、実際にはなかなか教えるにしても人手がかかりますし、当然、ボランティアで指導してもらいますし、計画的にやってもらわなければならないのですが、そういったふうな取り組みの中でやっていくということです。

それから、やはりご質問ありましたように、文化財の保存活用の地域計画の中で、市とすると、これまで例えば、仏像とかああいったふうな美術品の有形のものについては、実際、補助制度をしっかりと作ってやっている。ただ有形でも、やはりこの植物については、ある程

度支援はするけど寿命という問題は確かにある。これも一つ、無形のものについては、これ具体的な方策としてどんなことを考えられるのだろうかということで、ただ、地域文化の活用計画の中には入っていますので、それを具体化するというふうなことです。先般の市の議会でも蘇民祭についてということで質問ありましたが、確かに少子化とか、それからコミュニティが縮小していることとか、それから、やはりお金の問題もあると、それから、価値観が多様化してきて蘇民祭は特に裸になってやるということについて、一旦休止したら、やはりなかなか人が集まらなくなってしまったというようなこともあるので、個別に非常に難しい問題はあるにしても、丁寧に一つ一つ聞き取りながら、支援できる部分は何かなということで当たっていくしか方法はないだろうというふうなことです。

いずれ無形のもの指定、あるいは文化財、花巻は、おそらく県内でも一番指定数も多いし活動している団体も多いと思うのですが、文化財課の方でそういった取り組みをしながら進めていきたいというふうなことであります。

では、この件についてほかに、質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 23 号「花巻市指定無形民俗文化財の指定を解除することに関し議決を求めることについて」原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

では、異議なしと認め、議案第 23 号は原案のとおり議決されました。

では、日程第 3、報告事項に入ります。

国指定天然記念物「花輪堤ハナショウブ群落」保存活用計画の策定について、事務局から報告をお願いいたします。上野文化財課長。

○上野文化財課長

国指定天然記念物「花輪堤ハナショウブ群落」保存活用計画の策定について、報告いたします。

資料 No.1 をご参照ください。

国指定天然記念物「花輪堤ハナショウブ群落」につきましては、花巻市西宮野目に存在する池と湿地からなる群落地となっております。

当該群落は、昭和 10 年 4 月 11 日に国の指定を受けたものでございますが、指定の後、ハナショウブの減少が著しかったことから、その保護を図るため、平成 29 年に、花輪堤ハ

ナショウブ群落保存管理検討委員会を組織いたしまして、指定地の適切な保存と管理のため調査、分析を進めてまいりました。それらの結果を踏まえまして、今般、保存計画活用計画を策定いたしましたものでございます。

なお、当該計画につきましては、現在、文化庁の認定の手続き中でありまして、本計画の期間は、文化庁の認定の日から令和 15 年 3 月 31 日までの 10 年間であります。

内容といたしましては、計画の沿革、天然記念物の概要、天然記念物の本質的価値、保存管理等の現状と課題、保存・管理・活用の計画となっております。

計画期間中は、調査結果等を踏まえた管理方針を策定いたしまして、定期的な花茎数や植生等のモニタリング調査を実施いたしまして、その結果について、専門家からなる委員会による検証を行いながら、本天然記念物の保存管理と活用に努めてまいります。

本計画は、全体としては 158 ページからなるものなのでございますけれども、本日、配布させていただきました資料は、本編の 84 ページまででありまして、残りの巻末の資料については、添付を省略させていただいております。

以上、簡単ではございますが、ご報告いたします。

○佐藤教育長

この件について、ご質問よろしくお願ひしたいと思います。

昭和 10 年の指定で、いわゆるハナショウブ、正式にはノハナショウブという天然のアイリスです。日本にノハナショウブの指定というのは、特別天然記念物は 3 ヶ所で、花巻のものは北限です。宮野目中学校の北、二、三百メートルのところにあるというふうな群落です。来月の末から 6 月にかけてハナショウブが咲くわけですが、これについて実は、保存検討、かなりの時間をかけてやってきて、ようやくこの活用計画ができたというふうなものです。あしかけ 7、8 年かかったのかな、ようやく一時に比べ、いわゆる花の数も一時はかなり激減しましたがけれども、かなり回復してきたと、ピーク時にはかないませんけれども、回復してきたということで、国の方に対して保存活用計画を策定し、今回認められるということで、今回の報告になったところです。

これについて、何かございますでしょうか。

ハナショウブは、花巻では他のところでも何ヶ所かあったようです。昔は、花巻南高校の生物部の生徒が一生懸命調査をしたり、保存という活動をしてきたのですが、それもちょっと途切れてしまいまして、その後の圃場整備があつて、周りの水とかそれから、環境がかなり激変したということで、本当に危機的な状況だったのですが、今なんとかかんとかということでやっていますし、あとは、近隣の宮野目小学校でも種を取ってそれをプランターに植えて、いわゆる圃場みたいな形でなんとかそれを育てようということで、学習にも使ってもらっている、そんなふうな状況です。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、質疑を打ち切り、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次の報告、教育委員会関連行事につきましては、お手元に配布いたしました日程表によりまして報告に代えさせていただきます。

また、花巻市博物館から、テーマ展「多田等観～遙かなるチベット～」及び開館 20 周年記念の特別展として、「アニメージュとジブリ展」花巻市博物館展の開催について情報提供がありましたので、チラシを併せて配布させていただきます。ぜひご覧いただければと思いますし、お越しいただければありがたいと思います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日の教育委員会議は、これをもって閉会といたします。大変ありがとうございました。